

都道府県民共済グループの

こども共済

お申し込みは **0歳から14歳まで**

保障は **0歳から18歳まで**

月々の掛金		月掛金 1,000円コース	月掛金 2,000円コース
保障の受けられる年齢		0歳～18歳	0歳～18歳
死亡	交通事故	500万円	1,000万円
	不慮の事故(交通事故をのぞく)	400万円	800万円
	全ての病気	200万円	400万円
犯罪被害による死亡(重度障害を含む)		200万円	400万円
後遺障害	交通事故	重度500万円・1級300万円・13級12万円	重度1,000万円・1級600万円・13級24万円
	不慮の事故(交通事故をのぞく)	重度400万円・1級200万円・13級8万円	重度800万円・1級400万円・13級16万円
	病気が原因の重度障害	200万円	400万円
	重度障害割増年金(年1回、最高で10回のお支払いとなります。)	1回につき 50万円	1回につき 100万円
入院	交通事故	1日目から360日目まで 入院1日当たり 5,000円	1日目から360日目まで 入院1日当たり 10,000円
	不慮の事故(ケガ)		
	全ての病気		
手術(1回につき)		2万円・5万円・10万円・20万円	4万円・10万円・20万円・40万円
がん診断		50万円	100万円
先進医療		1万円～150万円	1万円～300万円
通院	交通事故	1日目から90日目まで 実通院1日当たり 2,000円	1日目から90日目まで 実通院1日当たり 4,000円
	不慮の事故(ケガ)		
の契約死亡者	交通事故を含む不慮の事故(重度障害を含む)	500万円	1,000万円
	全ての病気(加入後1年未満はのぞく)	50万円	100万円
第三者への損害賠償(1,000円は自己負担)		1事故につき支払限度 100万円	1事故につき支払限度 200万円

※上記の手術の保障は入院を伴わない(外来)手術も対象となりますが、手術の保障範囲は県民共済の定めによります(一部お支払いの対象とならない手術があります)。くわしくは県民共済までお問い合わせください。

※入院日と退院日が同日(日帰り入院)の場合には入院日数を1日とし、入院料の支払いの有無などにより判断します。

※上記の重度障害の保障範囲は県民共済の定めによります。

※犯罪被害による死亡に対する共済金とは、ご加入者が犯罪被害やひき逃げ事故により死亡(重度障害を含む)された場合、規定の死亡共済金(または重度障害共済金)に加えてお支払いするものです。

※重度障害割増年金とは、病気や不慮の事故(交通事故を含む)で県民共済の定める重度障害の状態になられた場合に、毎年1回最高で10回(10年)上記の金額をお支払いする共済金です(重度障害の状態が継続している場合に限ります)。

※「先進医療」とは厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、届出が受理された病院または診療所において行われるもの)に限ります。「先進医療」の共済金は、先進医療の技術料の自己負担分に応じて支払限度額の範囲内でお支払いします。

※「がん診断」の保障については、初回掛金をいただいた日の翌日からその日を含めて90日を経過した翌日以降、初めてがんと診断確定された場合が対象となります。